

平成 28 年 2 月 22 日

第 2 回倉吉市議会臨時会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、今議会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は、

報告案件 2 件

予算案件 3 件

条例案件 3 件

一般案件 1 件 の計 9 件であります。

まず、報告第 3 号及び報告第 4 号 議会の委任による専決処分(損害賠償の額の決定について)についてであります。

報告第 3 号については、平成 27 年 12 月 10 日、市職員が公用車で本市丸山町の民家を訪問した際にマンホール蓋を破損したことについて、1 月 14 日付で 12,960 円の損害賠償額を定めるよう専決処分を行ったものです。

報告第 4 号については、平成 27 年 10 月 26 日、市職員運転の公用車が、本市北庁舎前県道の歩道で、自転車と衝突したことについて、1 月 29 日付で 116,527 円の損害賠償額を定めるよう専決処分を行ったものです。

次に、議案第 3 号 平成 27 年度一般会計補正予算(第 8 号)についてであります。

去る 1 月 20 日、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策と T P P 大筋合意を受けた施策を柱とした国の平成 27 年度補正予算(第 1 号)が成立したところです。

本市では、国の補正予算の趣旨を踏まえ、関連事業を早期に実施するため、本臨時会に関連予算を提案するものです。

まず、「地方創生加速化交付金」事業についてであります。

本交付金は、平成 27 年度の国の補正に計上された「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において「特に緊急対応」として、地方公共団体の地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みを円滑に執行するために創設されたものです。本市では、この交付金を活用し、3 事業分野、総額 1 億 6,800 万円余の事業に取り組もうとするものです。

一つ目は、「賑わい拠点による人の流れ創出事業」であります。

本市を訪れる観光客の回遊性向上によるまちの賑わいを創出するため、観光・交流拠点として新たな集客施設を整備する団体の支援、並びに観光施策の現状や課題等の実態調査などを行おうとするもので、3,600 万円余を計上しております。

二つ目は、「倉吉ブランド海外進出支援事業」であります。

若者を中心とした雇用の場の確保と地域経済の活性化を図るため、海外への販路拡大を目的とした医療機器の製造に係る設備導入を行う企業の支援、並びに地域産品、農産物の海外への販路拡大、販売促進に取り組む中小企業、農業団体を支援しようとするもので、1 億 1,800 万円余を計上しております。

三つ目は、「DMOを核とした広域観光振興事業」であります。

交流人口の拡大による地域経済の活性化と人口減少に歯止めをかける取組を推進するため、一般社団法人鳥取中部観光推進機構を中心とした広域観光などの取り組みを支援しようとするもので、1,300 万円余を計上しております。

交付金事業以外の主なものとして、まず、行政情報システム管理についてであります。

「社会保障・税番号制度(いわゆるマイナンバー制度)」の導入に伴う情報セキュリティ基盤の強化を図るため、国が提示した「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づく庁舎内情報ネットワークの再構築、認証方式等の情報セキュリティ基盤の整備を行おうとするもので、システム導入費 1 億 500 万円余を計上しております。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金についてであります。

「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者世帯の年金を含めた所得全体の底上げを行うため、低所得の高齢者に 1 人 3 万円を給付しようとするもので、2 億 2,400 万円余を計上しております。

次に、青年就農給付金についてであります。

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために給付する青年就農給付金について、一部を平成 27 年度に前倒しして実施するもので、150 万円を計上しております。

次に、人件費についてであります。

特別職及び一般職の給与改定などにより 780 万円余を計上しております。

これらの結果、補正の総額は 5 億 3,000 万円余の増額で、補正後の予算総額を 314 億 1,800 万円余とするものであります。

次に、議案第 4 号 平成 27 年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。

これは国の補正予算に関連して平成 27 年度に事業を前倒しして実施しよ

うとするものです。

次に、議案第5号 平成27年度倉吉市水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。

一般職職員の給与改定等に伴う人件費の補正であり、収益的支出におきまして、208万2千円増額し、これにより当年度純利益を7,145万4千円と見込むものです。

資本的支出におきましては、7万7千円増額し、これにより資本的収支不足額は3億2,155万円となりますが、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等をもって補てんするものであります。

次に、議案第6号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

本年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正並びに県及び他市の状況を勘案し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合を引き上げるよう、所要の改正を行うものです。

次に、議案第7号 倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

本年度の人事院勧告に基づく一般職の給与法改正並びに県及び他市の状況を勘案し、所要の改正を行うものです。

次に、議案第8号 倉吉市手数料条例の一部改正についてであります。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 7 項の規定による返納の場合における個人番号カードの再交付について、手数料を徴するよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 9 号 鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議についてであります。

経費負担において、性質上現行の人口割及び実績割によると不均衡が生じることが想定される個別の事業に対応するため、広域連合長が別に定めることができるよう所要の変更を行うものです。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。